

現地写真の撮影について

本事業の要件確認のため、着手前や完了時等の所定の時期に現地写真を撮影し、交付申請時や完了実績報告時に所定の様式に現地写真を貼り付け提出して頂きます。

必要な事項が不足し本事業の要件を満たしていることや、実施していることが確認できない場合は補助金をお支払いしません。

<共通事項>

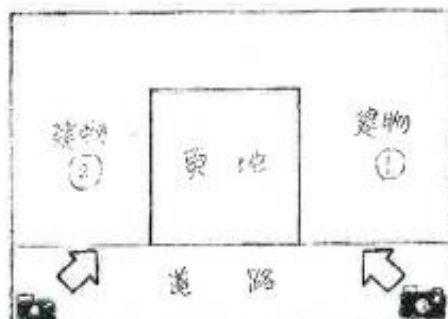
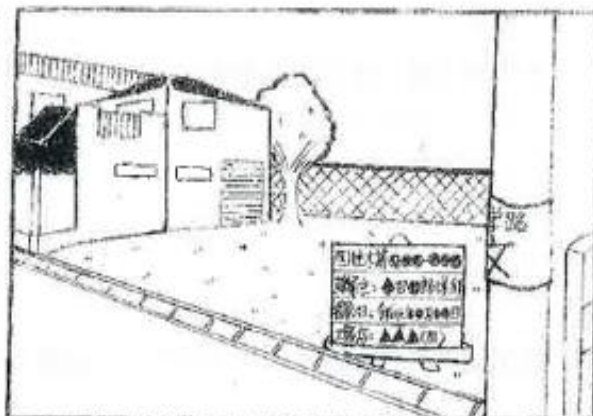
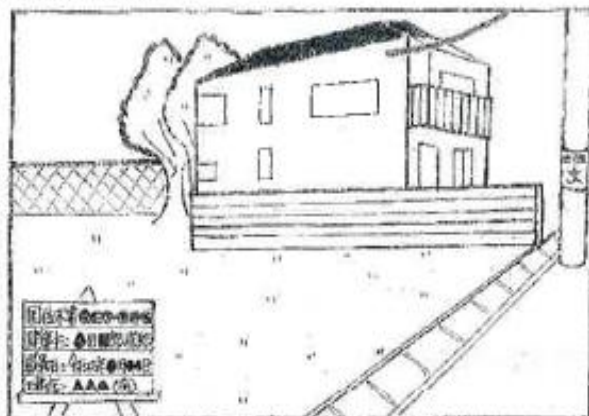
- ① カラーで撮影すること
- ② 必ず看板を写しこむこととし、看板には下記の項目を明記すること、電子看板は原則不可
 - ・建築主名または物件名
 - ・撮影日
 - ・採択通知番号

「国住木 35」（枝番の記載は不要です）

（着工前・改修前の現地写真及び着工直後の現地写真に限る）

- ③ 看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとし、敷地全景改修箇所が看板で隠れないこと
- ④ 日中に撮影すること（逆光とならないように注意してください）
- ⑤ 要件が確認できない場合で、再撮影が可能な時は再提出して頂きます。

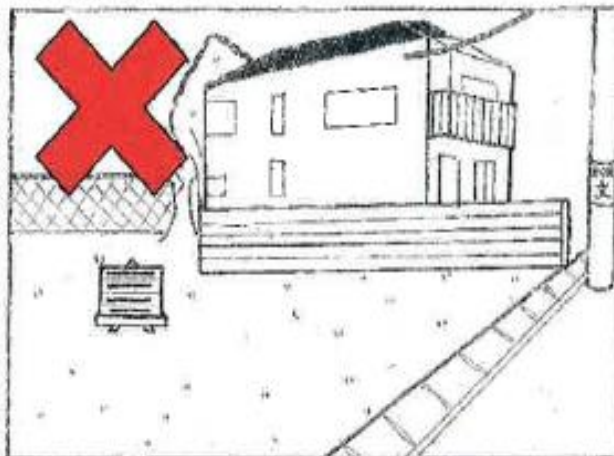
<良い撮影例>



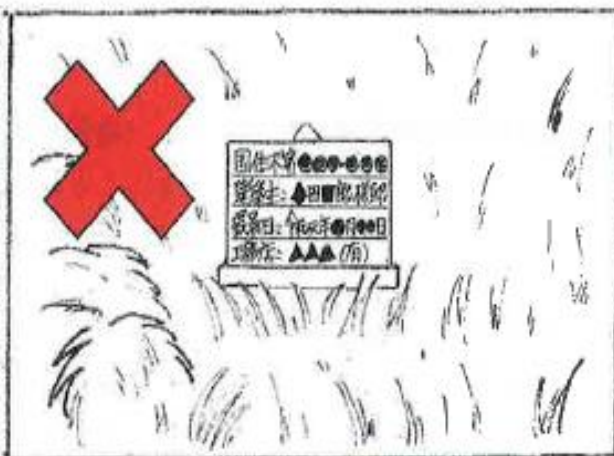
撮影場所

異なる2箇所から、
異なる方向の周辺の
建物等を写し込むことが
できる位置で撮影してく
ださい。

<悪い撮影例>



遠くて看板が読めない現地写真は
申請書類として受理できません。
看板は明瞭に撮影してください。



周辺建物を写し込んでいない、敷地
全景が確認できない現地写真は申請
書類として受理できません。